

## 安曇野市ネーミングライツ・パートナー提案要項

市が設置する施設又は事業（以下「施設等」という。）の命名権（以下、ネーミングライツという。）の提案を以下のとおり受け付けます。

### 1 目的

ネーミングライツは、市と命名権者（ネーミングライツ・パートナー）（以下「パートナー」という。）の契約により、施設等の名称に企業名、商品名等を冠した愛称を付与する代わりにパートナーからその対価を得て、施設等の運営やサービスの向上を図る制度です。

### 2 対象施設等

施設等を特定してパートナーを募集するものやネーミングライツの導入が適当ではないと判断されるもの（庁舎や学校等）を除く、市の施設等全般を対象とします。

### 3 提案の条件

#### （1）契約期間

施設等についての契約期間は5年以上を原則とし、施設等の性格により決定します。ただし、事業や催事の場合は、1回ごとの契約も可能です。

なお、パートナーは、次回契約に際して優先的に交渉することができます。

#### （2）ネーミングライツ料

命名権料として希望する金額を提案してください。

#### （3）応募資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）であって、以下の条件に該当するものは除きます。

ア 法令等に違反しているもの

イ 市税を滞納しているもの

ウ 市から入札参加資格の指名停止を受けているもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更正手続中のもの

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定されるもの

カ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団及び暴力団の構成員等であるもの

キ 上記のほか、ネーミングライツを取得することが適当でないと認められるもの

(4) 愛称の条件

ネーミングライツにより付与される愛称は、施設等の設置目的や性格にふさわしく、市民の理解が得られるものとし、安曇野市広告掲載取扱要綱（平成 20 年告示第 71 号）第 3 条第 1 項各号に掲げる内容を含まないものとします。

(5) 契約の条件

ア ネーミングライツは、「愛称」の付与であることから、条例で定める施設の名称（以下、正式名称という。）は変更しません。

イ 契約期間中の愛称の変更はできません。

ウ 愛称が定着するまでの期間（おおむね 1 年程度）は、正式名称を併記する場合があります。

(6) 費用の負担

市とパートナーの費用負担は、次によるものとし、契約終了後の原状回復についても同様の取扱いとします。

なお、パートナーが負担する費用については、契約金額とは別に負担していただくものとします。

| 区分                        | 費用負担  |
|---------------------------|-------|
| 敷地内外の看板、標識等の表示変更 ※ 1      | パートナー |
| 市が発行する印刷物やホームページの表示変更 ※ 2 | 市     |

※ 1 表示の変更は、市や関係機関等との協議の上、変更可能なものについて行います。

※ 2 印刷物の表示変更は契約締結後に作成する分からとします。

4 提案の方法

(1) 受付期間

随時受け付けます。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで）

(2) 提出書類

ア ネーミングライツ申込書（様式 1）

イ 応募資格についての誓約書（様式 2）

ウ 会社概要及び直近 3 ヶ年の決算報告

エ 登記事項証明書（商業登記簿謄本等）

オ 市税の納税証明書

(3) 応募方法

応募書類（各 1 部）をとりまとめの上、以下のいずれかの方法で提出してください。

ア 郵送

郵便書留により郵送してください。

イ 持参

土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までの間に、応募先までご持参ください。

(4) 応募先

安曇野市役所 政策部 政策経営課

〒399-8281 長野県安曇野市豊科 6000 番地

(5) 留意事項

ア 提案にかかる費用は、全額提案者の負担とします。

イ 必要に応じて追加書類の提出をご依頼する場合があります。

ウ 提出された書類は返却しません。

エ 提出された書類は、パートナーの選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがあります。

オ 提出された書類は、安曇野市情報公開条例（平成 18 年条例第 5 号）に基づき公開することがあります。

5 パートナーの選定方法

(1) 審査方法等

ネーミングライツの導入にあたって、市は施設等の関係部局（市職員 5 名程度を標準とする。）及び庁議において、各提案を総合的に審査し、パートナーの候補者を選定します。提案者が 1 者のみの場合も、同様に審査し、パートナーの候補者を選定します。

審査項目等については、原則として次のとおりとし、審査の結果は、全ての提案者に文書で通知します。

| 審査項目        | 配点 | 主な審査のポイント                                  |
|-------------|----|--------------------------------------------|
| 応募団体        | 10 | 応募資格、経営の安定性、市内本社・事業所の有無                    |
| 愛称・略称       | 10 | 親しみやすさ、施設のイメージとの整合                         |
| 応募の趣旨       | 20 | ネーミングライツの取組への熱意                            |
| ネーミングライツ料   | 40 | 応募金額                                       |
| 契約期間        | 10 | 契約期間の長短                                    |
| 付帯提案、社会貢献実績 | 10 | 利用者サービス向上につながる提案（施設で活用できる製品や役務の提供等）、社会貢献実績 |

(2) パートナーの決定及び公表

安曇野市は、パートナーの候補者と契約に向けた協議を行い、合意に至った時点で契約を締結します。

パートナーが決定した場合は、市の広報紙やホームページ等を通じて、パートナーの名称、施設等の愛称、契約金額、契約期間等について広く公表します。

パートナー以外の提案者の情報については、原則として非公表とします。

(3) 指定管理者との協議

指定管理者が施設の管理運営を行っている施設の場合は、指定管理者と別途協議が必要な場合があります。

#### (4) 契約の解除

契約締結後、パートナーが応募資格を喪失、又は喪失することが明らかになった場合、社会的信用を損なう行為等により市又は施設等のイメージが損なわれ、又は損なわれるおそれがある場合等、パートナーとして適当でないと認められる場合には、市は契約満了を待たず契約を解除することがあります。

この場合、看板、標識等の原状回復等、契約解除に伴い必要となる費用については、パートナー側の負担とします。

## 6 問合せ先

安曇野市 政策部 政策経営課

電話：0263-71-2401 ファクス：0263-71-5155

E-mail:seisakukeiei@city.azumino.nagano.jp